
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法

1. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 3 における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法についての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. これまでの審議の経緯

2. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）（以下合わせて「第 494 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定の審議において、次の点を考慮して、原則として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れることを提案した。
 - 引当における貨幣の時間価値の考慮は、割引計算することによりタイミングが異なるキャッシュ・フローを整合的に取り扱うものであり、多くの会計基準において採用されている。国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すステップ 2 の目的を考慮すると、貨幣の時間価値の考慮を採用しないことを概念的に正当化することは困難と考えられる。
 - 減損の対象となる貸付金の測定と引当における貨幣の時間価値の考慮を整合的に行わない場合には割引計算に起因した差異が生じることから、引当における貨幣の時間価値の考慮と償却原価による測定は予想信用損失の計算過程において不可分の関係にあると考えられることから、引当における貨幣の時間価値の考慮に関する IFRS 第 9 号の定めについて取り入れる場合、あわせて貸付金の測定として償却原価を採用することが考えられる。
3. また、第 494 回企業会計基準委員会等において別途検討するとしていた、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却

方法について、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）（以下合わせて「第 495 回企業会計基準委員会等」という。）では、IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとともに償却方法については利息法を前提とすることを提案し、合わせて定額法を適用するオプションを設けることに関して国際的に説明を行っていく場合、当該オプションをサポートする理屈が考えられるかどうかについて審議した。

4. 第 495 回企業会計基準委員会等では、貸付金の償却原価に係る償却方法として定額法を適用するオプションを設けることを強くサポートする理屈は聞かれなかった。これらの委員会等では貸付金に関する議論が行われたが、その際、債券に対して貸付金と同様の償却方法（利息法）が適用された場合について懸念する意見も次のおり聞かれた。
 - 債券を管理するシステムでは定額法による償却原価とそれに基づく移動平均法が適用されており、その他有価証券に分類される債券に対して利息法に基づく償却原価を適用する場合、システム開発や銀行等金融機関におけるビジネスに大きな影響を与える（第 194 回金融商品専門委員会）。
 - 定額法が税制上認められており、我が国の銀行等金融機関で広く一般的に使われていること及び利息法に変更した場合、会計上と税務上とで二重に債券に係る利息及び貸借対照表価額を管理する必要があることから大きなコストが生じることが考えられる（第 495 回企業会計基準委員会及び第 194 回金融商品専門委員会）。
 - ステップ 3 の有価証券にも定額法を適用するオプションを設けるかどうかについての議論は、主目的である金融資産の減損に関する会計基準開発のスケジュールに影響を与える可能性があるため、プロジェクト全体の着地点をある程度見据えて行うことが議論の効率化という観点からも有用と考える（第 495 回企業会計基準委員会）。
5. 本資料では、これまでの審議の経緯及び審議で聞かれた意見を踏まえ、ステップ 3 における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法に関する事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 償却原価の償却方法

(会計基準の定めの確認)

IFRS 第9号における定め

- IFRS 第9号では実効金利法により償却原価及び金利収益を算定するとされている (IFRS 第9号第5.4.1項及び付録A)。

日本基準における定め

- 日本基準においても、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券において、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合、取得価額と債券金額との差額の性質が金利の調整と認められるときは、当該債券を償却原価法により算定するとしている (金融商品会計基準¹第16項及び金融商品実務指針²第74項)。
- また、償却原価法とは、有価証券利息をその利息期間 (受渡日から償還日まで) にわたって期間配分する方法であり、原則として利息法によるものとしている。ただし、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができるとしている (金融商品実務指針第70項)。

IV. ASBJ 事務局の分析

- IFRS 第9号では、債券や貸付金といった法的形態にかかわらず、同一の減損モデルが採用されており、第494回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの適用対象とすることを提案している³。
- 仮に前項の提案のとおり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について貸付金と同様に予想信用損失モデルの適用対象とする場合、予想信用損失の見積りにあたっては、本資料第2項の貸付金に対する検討と同様、貨幣の時間価値を織り込む必要があると考えられる。その場合、減損の対象となる債券の測定と引当における貨幣の時間価値の考慮を整合的に行う観点から、債券についても

¹ 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」 (以下「金融商品会計基準」という。)

² 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」 (以下「金融商品実務指針」という。)

³ 本論点については、現状、検討の途上である項目としている。

利息法による償却原価法を適用することが考えられる。

11. しかし、これまでの委員会の審議では、本資料第4項のとおり、債券に対する償却原価の償却方法について、定額法が適用できなくなることの影響について懸念する意見が聞かれた。そのため、以下において一定の条件のもとで定額法を適用するオプションを設けるかについて分析を行う。

(満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関する分析)

12. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券には、貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券（銀行保証付私募債等）や市場を通じて購入し保有している信用格付けの高いソブリン等の債券など、多種多様な債券が含まれていると考えられる。
13. 次項以降では、予想信用損失モデルの適用対象となる債券の測定に対する償却原価の償却方法を検討するにあたり、債券と貸付金の類似性に着目して、貸付金と同様の信用リスク管理を行っていると考えられる、貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券（以下「貸付金代替性債券」という。）と信用格付けの高いソブリン等の債券のように市場を通じて購入し保有している債券（以下「その他の債券」という。）に分けて検討する。

貸付金代替性債券

14. 貸付金代替性債券は、銀行等金融機関においてその債券を保有する目的は貸付金と同様であり、貸付金と同様の信用リスク管理を行っていると考えられる。そのため、貸付金代替性債券については、貸付金と同じ予想信用損失モデルを適用し、また、測定についても貸付金と同じ測定基礎を適用すべきと考えられる。
15. ここで、本委員会の審議事項(4)-3では貸付金の償却原価に係る償却方法に関して分析しているが、貸付金の償却原価に係る償却方法について国際的に説明することが困難として定額法を適用するオプションは設けない場合には、貸付金代替性債券についても同じ取扱いとすることが考えられる。

その他の債券

16. その他の債券は、金利収益の稼得や長期的には売却することを想定して保有している債券が含まれると考えられ、銀行等金融機関が行う貸付業務とは性質が異なると考えられる。そのため、貸付金と類似した性格を有する貸付金代替性債券と異なり、必ずしも貸付金の償却原価の償却方法と同じ取扱いをする必要はないと考えられる。

17. 今回、その他の債券に関する償却原価の償却方法を議論しているのは、減損プロジェクトにおいて、IFRS 第 9 号の予想信用損失の見積りにおいて貨幣の時間価値を考慮するという定めがあり、その定めを取り入れるのに際して、対応する金融資産の測定についても償却原価を採用して同一の利率により割り引くべきではないかという理由からである。この観点からは、債券の償却原価の償却方法については、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とすることが考えられる。
18. ただし、その他の債券に含まれる債券は様々であり、信用リスクが低いものもあれば、信用リスクが高いものもあると考えられる。ここで、信用格付けが高いソブリン債券のように、信用リスクが低く引当における貨幣の時間価値が重要でないと考えられる債券について測定に関する定めを変更した場合、予想信用損失は極めて少額であるのに対して、測定に関する定めを変更することの影響が甚大となる可能性が考えられる。そのような結果になる可能性を考えると、貨幣の時間価値が重要でないと考えられる債券について測定に関する定めを変更するのは、今回の減損プロジェクトの目的に照らした場合、過度な対応になると考えられる。このように考えると、信用リスクが低く引当における貨幣の時間価値が重要でないと考えられる債券については、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられる。
19. 一方、信用リスクが高く全期間の予想信用損失の見積りにあたって貨幣の時間価値が重要である場合には、債券の測定に関しても、予想信用損失の見積りにおいて貨幣の時間価値を考慮する際に使用する利率と整合的な利率による利息法の償却原価で測定すべきと考えられる。
20. 本資料第 18 項と第 19 項をどのように区分するかについては幾つかの考え方があると考えられるが、1つの考え方としては、以下の IFRS 第 9 号における「報告日現在で信用リスクが低い金融資産」の定めを参考として、外部格付けが投資適格に該当する債券については、本資料第 18 項で想定するものに該当するとして取り扱うことが考えられる。
 - IFRS 第 9 号では、報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、信用リスクが当初認識以降に著しく増大（以下「SICR」という。）していないと推定することができる簡便的な取り扱いを設けている（IFRS 第 9 号第 5.5.10 項）。
 - 金融商品の債務不履行のリスクが低く、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有していて、長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない場

合、信用リスクが低い金融商品に該当するとされており、「投資適格」はその可能性のある一例であるとされている(IFRS 第9号B5.5.22項及びB5.5.23項)。

21. 前項で参照した IFRS 第9号の定めに基づくと、外部格付けが投資適格に該当する債券は、SICRに該当しないとして12か月の予想信用損失を見積ることになる。12か月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、報告日後12か月以内に生じ得るデフォルト事象から生じる予想信用損失を表す部分とされており(IFRS 第9号付録A)、報告日後12か月以内におけるキャッシュ不足を割り引いて予想信用損失を見積るため、貨幣の時間価値を全く考慮しないものではないが、全期間の予想信用損失に比べると貨幣の時間価値の影響は小さいと考えられる。この重要性を勘案して、外部格付けが投資適格に該当する債券については、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられる。
22. 前項までの分析を踏まえると、債券の償却原価の償却方法について、原則としてIFRS 第9号の定めを取り入れて利息法とするが、債券の償却原価の償却方法と引当における貨幣の時間価値の考慮に関し整合性を図ることと、定額法を認めないことによる影響を比較して、今回の減損プロジェクトにおいては、外部格付けが投資適格に該当する債券についてオプションとして定額法を適用するオプションを設けることが考えられる。
23. 前項に記載したオプションについて国際的に説明する場合には、従来からの実務を踏まえ、引当における貨幣の時間価値の重要性との対応関係から、今回の減損プロジェクトでの対応は見送ったと説明していくことが考えられる。
24. 仮に本資料第22項に記載したオプションを設ける場合、ある債券について従来は外部格付けが投資適格であったが、その後、外部格付けが下がり投資適格でなくなる場合がある。逆に、従来は外部格付けが投資適格でなかったが、その後、外部格付けが投資適格になる場合がある。これらの状況を想定して、仮に当該オプションを設ける場合には定額法から利息法への切替及び定額法から利息法への切替に関する定めを設ける必要があると考えられる。1つの方法としては、外部格付けが投資適格になる又はならないという事象が発生した期間の翌期首において定額法と利息法との差額についてキャッチ・アップ修正を行い、以降は切替後の償却方法(利息法又は定額法)を適用することが考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

25. 前項までの分析を踏まえ、債券の償却原価の償却方法については、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とするが、外部格付けが投資適格に該当する債券については定額法を適用するオプションを設けることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 25 項に記載した ASBJ 事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上